山口県公安委員会告示第五十二―二号

道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）第一〇三条、第一〇四条の二の二又は第一〇四条の二の四の規定による行政処分について、公開による意見の聴取を行うので、同法第一〇四条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月二日

山口県公安委員会

一　意見の聴取の期日

令和八年十一月十一日　午前九時三十分

二　意見の聴取の場所

山口市小郡下郷三五六〇番地二　山口県総合交通センター四階　意見の聴取室